

■かごしまミュージズ・クラブ会員規約 -----

(名称)

第1条 この会の名称は「かごしまミュージズ・クラブ」とします。

(目的)

第2条 この会は、公益財団法人鹿児島県文化振興財団(以下「財団」という。)が管理する次の施設(以下「各施設」という。)の事業等への積極的な参加を通して会員相互の交流を深め、もって文化の向上に寄与することを目的とします。

- (1) 宝山ホール(県文化センター)
- (2) 霧島国際音楽ホール(みやまコンセール)
- (3) 霧島アートの森
- (4) 上野原縄文の森

(会員)

第3条 この会の会員は、個人会員のみとします。

(年会費及びその納入方法等)

第4条 会員は、年会費を2,000円負担するものとします。

2 年会費の納入方法は次のとおりとし、会員が入会時にいずれかを選択するものとします。

- (1) 銀行口座振替(鹿児島銀行の口座のみ取扱い可)
- (2) 郵便払込

3 年会費(入会時を除く)は、会員が入会時に選択した決済方法により、次のとおり納入するものとします。ただし、都合により現金での納入も行えるものとします。

- (1) 銀行口座振替 毎月28日(ただし、当日が休日の場合は翌営業日)に自動振替
- (2) 郵便払込専用の払込取扱票により期日までに払込み

(会員特典)

第5条 会員は、次の特典を享受できるものとします。

- (1) 財団が発行するイベントカレンダー「憩」や各施設の案内チラシ等を受領すること。
- (2) 各施設が提供する特典を共通して受けられること。

(事務局)

第6条 この会に関する事務を処理するため、霧島国際音楽ホール内に事務局を置くものとします。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には霧島国際音楽ホールの副館長を、また事務局員には霧島国際音楽ホール事業課の職員を充てるものとします。

3 各施設には担当者を置き、各施設内においてこの会に関する事務を処理するものとします。

(入会方法)

第7条 この会の会員になることを希望する者は、所定の入会申込書に年会費を添えて入会を申し込むものとします。

(会員証の交付)

第8条 入会の申込み手続きまたは会員資格更新手続きにより年会費の納入を終了した者には、会員証を交付するものとします。

(会員資格の有効期間)

第9条 会員資格の有効期間は1年間とします。期間の満了に際し、指定の期日までに会員からの申し出がない限り、更に1年間自動延長するものとし、その後も同様とします。

(会員証の紛失届及び再交付)

第10条 会員は、会員証の紛失又は盗難にあったときは、速やかにその旨を事務局に届け出るものとします。

2 会員が前項の届出をしないことにより、会員又は各施設に損害が生じた場合には、会員がその責めを負うものとします。

3 会員証の再発行は、会員の求めに応じ事務局がその必要性を検討した上で行うものとします。

(変更事項の届出)

第11条 会員は、氏名、住所、電話番号、預金口座等に変更が生じた場合には、直ちにその旨を届け出るものとします。

2 会員が前項の届出をしないことによつて生じた不利益については、会員がその責めを負うものとします。

(退会)

第12条 会員は、この会を退会しようとするときは、速やかに事務局へその旨を連絡するとともに、会員証を返却するものとします。なお、年の途中に退会する場合であっても、納入済みの年会費は返還しないものとします。

(会員資格の取消し)

第13条 事務局は、会員が虚偽の申告をしたり年会費等の納入を怠ったりするなど、会員として適性を欠くと認める場合には、当該人の会員資格を取り消すことができるものとします。

附則

この規約は、平成18年12月1日から適用します。

附則

この規約は、平成24年4月1日から適用します。

附則

この規約は、令和6年4月1日から適用します。